

⑨遺産分割協議の確定

遺言書がなく、相続人も確定し、財産調査も終わり財産目録を作成すれば、あとは、相続人全員でどのように財産を分けていくのか話し合いをします。そしてその内容を遺産分割協議書として作成し、相続人全員が署名・押印（実印）すれば完成です。なお、遺産分割協議書には「誰が何を取得し、何を負担するのか」「現在判明していない財産が将来出てきた場合どうするのか」を明確に記載してください。遺言書がない場合、この**遺産分割協議書がなければ、不動産等財産の名義変更手続はできません**。この協議において大切なことは、相続人全員で互いに少しの「**譲り合いの気持ち**」を持ち、話し合いをすることです。自分の主張ばかりでは、まとまるものもまとまりません。この協議における分割割合の基本となるのは、前にも記載のある「法定相続分」です。相続人間で話し合いがつかない場合、専門家に依頼・家庭裁判所の調停手続に入る等を考えなければなりません。ただ、こうならないためにも一番良いのは相続人だけの話し合いで解決することです。くれぐれも「譲り合い」の気持ちを持って臨んでください。